

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年1月

群馬県

目 次

第1 基本的な考え方	・・・	1
第2 普及指導活動の課題		
1 意欲ある担い手の確保・育成	・・・	1
2 競争力のある農産物生産の推進と産地育成	・・・	2
3 持続可能な農業生産の推進	・・・	3
4 食の安全・安心の確保	・・・	3
第3 普及指導員の配置に関する事項		
1 普及指導員の配置	・・・	4
2 普及指導活動の総合的な企画調整等	・・・	4
3 普及指導員の計画的な養成及び確保	・・・	4
第4 普及指導員の資質の向上に関する事項		
1 向上を図るべき資質	・・・	4
2 資質向上の方法	・・・	5
3 人事交流の促進	・・・	6
4 普及指導員の自主的な資質向上	・・・	6
第5 普及指導活動の方法に関する事項		
1 普及指導活動の重点化に伴う関係機関との連携	・・・	6
2 普及指導計画の策定と評価	・・・	7
3 試験研究及び研修教育との一体的な取組の充実強化	・・・	7
4 民間等との連携の強化	・・・	8
5 行政施策の活用支援	・・・	8
6 普及指導センターの運営	・・・	8
7 研修教育の充実強化	・・・	9
8 その他普及指導活動の方法に関する留意事項	・・・	10
第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項		
1 都道府県間の連携の強化	・・・	11
2 他産業に関する指導機関との連携	・・・	11
3 農業に関する教育への協力	・・・	11
第7 協同農業普及事業に関連する事項		
1 海外技術協力への対応	・・・	11

第1 基本的な考え方

協同農業普及事業（以下「普及事業」）は、農業改良助長法の規定に基づき、県が国と協同し、専門の職員を置いて直接農業者に接して農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図り、本県農業の発展に大きな役割を果たしてきた。

一方、国では、農業・農村を取り巻く環境の著しい変化に対応し、「食」と「地域」の再生を図るための大きな道標として、平成22年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定した。また、これに併せて今後の協同農業普及事業を実施する上での基本的な考え方を示すものとして、「協同農業普及事業の運営に関する指針」が定められたところである。

このため、本県においても、国の施策の展開方向を踏まえつつ、本県農業振興プランの目標達成に向け、食料自給率の向上や、担い手の確保・育成、競争力のある農産物生産の推進等の重要課題について、重点的かつ戦略的に取り組んでいるところである。

また、普及指導員には、研究機関等と連携し、地域の抱える課題や特性に適応した高度な農業技術、及び当該技術に関する知識の普及を行うスペシャリスト機能と地域におけるリーダー的農業者や関係機関等との連携の下に、地域の将来に対する長期的視点を持ち、地域農業の技術及び経営に関する課題の解決を支援するコーディネート機能を十分に発揮し、技術を核とした地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援することが求められている。

こうした状況を踏まえ、今後の普及事業の実施に当たっては、農業をめぐる急速な状況変化や、本県の地域における多様な課題に迅速に対応するため、普及指導活動を一層強化することとし、「地域や農業者ニーズに基づく活動の徹底」、「優先課題や対象の明確化」、「効果的かつ効率的な活動体制の構築」を重要な視点と位置づけ、普及指導活動を展開する。

第2 普及指導活動の課題

国の施策の展開方向、本県農業振興プランの目標達成に向け、地域の特性や農業者の要望等を踏まえ、関係機関等との役割分担により、重要性、緊急性が高い具体的な課題に取り組むこととする。

1 意欲ある担い手の確保・育成

(1) 担い手の体質強化と確保・育成

地域農業の担い手である認定農業者等の経営改善に対する取り組みを支援するとともに、次代の担い手の確保・育成に向け、就農希望者の受け入れ態勢の整備・充実を図り、青年農業者の経営発展を促す活動を実施する。

(2) 地域農業を支える組織経営体等の確立

地域担い手育成総合支援協議会等を通じて集落営農組織等の法人化を促すとともに、法人経営の体質強化を進め、地域営農システムの中心を担う機能の強化を図る活動を支援する。

(3) 女性農業者の経営参画支援

女性農業者が主体的に農業経営に参画できるように、経営管理能力及び各種技術の向上並びに家族経営協定の締結促進等の条件整備を進めるとともに、地域活動に参画できるリーダーを育成し、農業を通じて地域の活性化に貢献できるよう支援する。

(4) 農業分野への企業参入支援

農外からの参入企業に対しては、地域農業との調和を基本とし、ニーズ等に応じた栽培技術指導や各種研修会等の実施により、持続的かつ発展的な経営が展開できるよう支援する。

2 競争力のある農産物生産の推進と産地育成

(1) 野菜を核とした競争力のある園芸産地の育成・強化

地理的条件を生かした園芸作物生産の技術支援を行うとともに、マーケティング手法の活用により多様な流通販売の実践を支援し、消費者ニーズの変化や需要動向に迅速に対応できる産地を育成する。

また、観光資源や立地条件の優位性を活用した販売力強化への取り組みを支援する。

(2) 水田営農の体質強化

戸別所得補償制度の導入を踏まえ、麦、大豆、米粉用米、飼料用米、飼料イネの需要に応じた生産拡大並びに生産性・品質向上への取り組みや、水田農業の担い手である組織等の地域における育成を支援する。

(3) 畜産経営の体質強化

国産飼料の活用による畜産経営の確立のため、地域特性を考慮した飼料作物の生産・利用、コントラクターの育成・活用に向けた活動を支援する。

また、新たな飼養管理技術の普及と経営分析に基づく指導等により、畜産経営の体質強化を図る。

(4) こんにやく経営の安定化

こんにやく原料の輸入問題に対応するため、生産コストの低減を図るとともに、規模拡大や複合化による経営の安定に向けた取り組みを支援する。

(5) 省エネ・低コスト生産技術の推進

化石燃料の使用削減に向けた各種省エネ対策への取り組み支援や、土壌分析に基づく適

正施肥並びに耕畜連携に係る堆肥等の有効活用により、省エネ・低コスト生産技術の普及・体系化を推進し、産地の基盤強化を図る。

(6) 農業・農村における新たなビジネス（6次産業化）支援

農業・農村における起業活動や農商工連携を推進するため、県産農産物を活用した特色ある新商品等の開発を支援するとともに、農業者同士及び農業者と各種企業間のネットワーク化に向けた取り組み等を強化し、発展段階に対応した支援活動を展開する。

3 持続可能な農業生産の推進

(1) 環境保全型農業の推進

地球温暖化防止等への対応も含めた持続可能な農業生産に向けた取り組みの中で、エコファーマーや特別栽培制度の活用を促進するとともに、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入に対する取り組みを支援し、環境保全型農業を推進する。

また、本県有機農業推進計画に基づき、有機農業に係る取り組みを支援する。

(2) 鳥獣被害への対応

鳥獣被害に強い集落づくりに向け、情報の共有化や協働作業の推進など地域ぐるみによる総合的防止対策への誘導を図る。

(3) 耕作放棄地解消対策の推進

地域の実情を考慮した耕作放棄地解消対策や農地の有効利用に向け、栽培技術情報の提供やモデル実証ほ等を設置するとともに、現地における技術指導を実施することにより、耕作放棄地解消に向けた取り組みを支援する。

4 食の安全・安心の確保

(1) 農業生産工程管理（GAP）手法の導入推進

農業者等による農産物の安全確保、環境保全についての責務及び農作業安全対策の徹底を図る観点から、GAPの導入を支援する。

(2) 農薬適正使用の推進

生産段階における県産農産物の安全性確保に向けた生産技術の普及に努め、農薬適正使用の推進を図る。

(3) 食の安全確保への取組支援

食の安全を確保するため、食品衛生法に基づく農産物の安全に関する基準を遵守できるように、現地における情報収集・提供を実施するとともに、有効とされる栽培技術の実証及び普及を図ることにより、農産物の安全確保への取り組みを支援する。

(4) 食と農への理解促進

地産地消や食農教育の推進活動に対する支援を行い、県民等の食と農に対する理解促進を図る。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

農業者や地域との信頼関係を維持し、継続的な普及指導活動による課題解決が図られるよう、同一勤務地に一定期間継続して勤務ができるように配慮するとともに、高度化・多様化する農業者のニーズや地域農業の抱える課題への的確な対応を図るため、経験年数、年齢構成、専門項目等を考慮した配置に努めるものとする。

2 普及指導活動の総合的な企画調整等

高度な専門的課題や行政課題に即応するため、行政、試験研究機関との調整、県全体の普及指導活動に関する総合的な企画調整機能及び課題解決能力の強化等、普及指導員の資質向上等の業務を担う普及指導員を県庁技術支援課普及指導室（組織体制は「第5 普及指導活動の方法に関する事項 6（1）組織体制図」のとおり。）に配置する。

さらに、普及指導活動の推進に当たり、試験研究機関で開発した研究成果の迅速な技術移転や、生産現場での困難な課題への円滑な支援が受けられるよう試験研究機関に普及指導員を駐在させ、密接な連携を図ることとする。

3 普及指導員の計画的な養成及び確保

意欲と能力のある普及指導員を継続的に養成・確保するため、任用資格を有する者の計画的な配置を行うとともに、経験豊富な普及指導員の監督の下に普及指導活動に従事させることを通じ、現場での課題解決能力等の向上を図る。

また、普及指導員の任用資格の取得を目指す者を普及指導センター（「第5 普及指導活動の方法に関する事項 6（1）組織体制図」で定義）等に配置し、普及指導員養成研修の実施と合わせ、普及現場において「農業技術の専門的知識」、「企画立案並びに課題解決能力」「普及指導活動手法」の習得を促進する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 向上を図るべき資質

向上を図るべき資質として、「農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識」「地域農業における課題の明確化、当該課題に対応するための方策の策定及び実施等への支援に関する技術及び知識」については、すべての普及指導員が共通して備えるべき基本的な

資質であり、その継続的な向上を図る。

また、GAPやマーケティング、耕作放棄地や鳥獣被害対策等、多様化する農業者及び地域の要請に応え得る普及指導員の資質として、これらに関する技術・知識の習得に努めるものとする。

2 資質向上の方法

普及指導員の資質向上を図るため、研修や調査研究の充実強化に努め、資格取得など普及指導員の自主的な研さんを促すものとする。

(1) 普及指導員研修

普及指導員に求められる機能を十分に発揮できるよう、所属段階・県段階で実施する研修の他に国段階で行う研修を活用し、計画的かつ体系的な研修を行う。

研修の実施に当たっては、普及指導室の中に研修担当者を位置づけ、研修計画の作成と研修の実施、研修効果の評価等を行う。

また、普及指導活動においてスペシャリスト機能及びコーディネート機能を十分に発揮できる普及指導員を早期に育成する観点から、普及指導活動経験の少ない職員等が重点的に研修を受けられるよう配慮する。

ア 所属段階研修

普及指導活動における課題解決能力を向上させるため、所属内での日常業務を通じて行う研修の充実強化を図る。特に、新任の普及指導員の能力を高めるため、OJT研修を有効活用し、トレーナーの設置等により育成体制を構築するとともに、研修目標の設定、研修効果の評価、当該評価を踏まえた取り組みの見直し等により、計画的に実施する。

イ 県段階研修

普及指導員の専門的な知識・技術等を習得させるため、県段階で経験年数等に応じて行う研修を、以下のとおり実施する。

集合研修の実施に当たっては、講義による座学のみならず、討議、演習、実習等の手法を取り入れるとともに、必要に応じて関係機関の職員や外来講師、普及指導員等の協力を得ることにより、研修効果の向上を図る。

(ア) 新任者研修

新任の普及指導員等に対し、職務を遂行するために必要な社会経済情勢や食と農の動向、普及指導活動の考え方や専門分野の基礎知識及び技術を習得させる。また、普及指導員資格試験の受験対策を通じて、農政に関する幅広い知識や見識、課題に応じた普及指導活動手法、農業者が求める高度な専門知識の早期習得を促すものとする。

(イ) 専門技術強化研修

高度化・多様化する農業者のニーズに対応するため、各専門分野に関して高度で実践的な知識・技術を習得させる。

特に異動等に伴い専門項目が変わった者に対し、重点的な研修を行うものとする。

(ウ) 経営管理研修

複式簿記の原理と活用方法、経営分析・診断手法、営農計画作成、資金管理、マーケティング等、経営感覚に優れた農業者を育成・指導するために必要な知識を習得させる。

(エ) 地域農業振興研修

産地振興に係るコーディネート能力の向上を図るとともに、地域マネジメントの構築、地域農業・農村振興のための課題解決手法を習得する。

(オ) 派遣研修

新任の普及指導員等を試験研究機関や先進農家へ派遣することにより、早期に実践的な技術を習得させるとともに、一定の経験を積んだ普及指導員を民間企業等に派遣することにより、専門以外の幅広い知識や経営感覚を身に付けさせる。

ウ 国段階研修

農政の重要課題等への適切な対応を図るため、国段階で統一的行う階層別普及指導員養成研修、農政課題解決研修、高度先進技術研修等に、経験年数や担当業務に応じた職員を派遣し、必要な知識を習得させる。

(2) 調査研究活動

日常活動や県域・広域のプロジェクトチームによる調査研究、他県への先進事例調査研究により、普及指導員個々の資質向上を図る。

各種調査研究活動の実施により得られた知識や情報等については、成果発表等を通じて普及指導員全員が共有化し、活用できるようにする。

3 人事交流の促進

地域農業の課題に対する課題解決能力や、幅広い視点に立った普及指導が展開できる普及指導員の能力向上の観点から、行政及び試験研究機関や研修教育機関等に所属する職員との計画的な人事交流を積極的に実施し、総合的な指導力の維持・向上に努める。

4 普及指導員の自主的な資質向上

農業・農村を取り巻く環境の変化により、複雑かつ困難な課題に的確に対応できる普及指導員を確保するため、普及指導員の自主的な資質向上の取り組みを助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から、普及指導手当の適切な運用に努めるものとする。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化に伴う関係機関との連携

(1) 普及指導活動における課題及び対象者の重点化

普及指導活動の課題の設定に当たっては、県農政の推進方策及び地域農業の動向や、多様化・高度化する農業者のニーズ等を十分考慮した上で、重要性及び緊急性が高く、普及指導員の持つスペシャリスト機能及びコーディネート機能を十分に発揮して主体的に取り組むことができ、かつ地域への波及効果の高い課題に重点化するものとする。

また、普及指導活動の対象者は、主たる担い手である認定農業者及び青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業経営者及びその集団のほか、地域農業の担い手を継続的に確保していく観点から、新規就農者や農業へ新規に参入する者並びに経営参画を目指す女性農業者等とする。

(2) 地域の関係機関との連携

地域担い手育成総合支援協議会等の活動を通じて、市町村や農業委員会、農業協同組合等の地域における関係機関と連携し、農業者が自ら取り組む農業経営改善や、地域が主体的に取り組む担い手の確保・育成を支援する。

その際、普及指導センターに地域戦略担当を配置し、地域農業の発展等に向けた一体的な取り組みを一層強化するとともに、それぞれの機能が十分に発揮できるよう関係機関と適切に役割分担を行うものとする。

また、県重点施策の推進を図るため、課題等の内容に応じた施策業務担当を配置し、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開する。

2 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及指導計画の策定

普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、県農業振興プラン等、関連諸計画や施策との整合を図りながら、地域農業の現状や農業者の要望等を踏まえた上で、1 か年ごとに策定する。

なお、普及指導計画の策定に当たっては、優先的な課題の設定に配慮するとともに、課題や対象ごとの達成目標等を明確に示すものとする。

(2) 普及指導活動の進行管理と評価

普及指導センターは、課題が速やかに解決できるよう、課題の解決状況等に係る要因分析・改善すべき点の把握、改善方策の検討等について、普及指導員会議等を通じて進行管理を行うとともに、幅広い客観的な視点に基づいた評価等を実施し、次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、効果的かつ効率的な普及指導活動に努める。

3 試験研究及び研修教育との一体的な取組の充実強化

(1) 試験研究機関との連携

現場のニーズに即応した技術開発や技術普及を迅速に進めるため、普及指導員と試験研究機関、大学等が計画の立案段階から目標の共有化を図るなど、密接な連携を強化すると

ともに、開発された技術の移転に際しては、共同で現地実証ほ等を設置するなど成果の普及やフォローアップに努める。

(2) 農業者研修教育施設との連携

農業者の確保・育成や、新たな就農希望者の養成を担う群馬県立農林大学校（以下「農林大学校」という。）と普及指導センターにおいては、就農準備段階における学生や就農研修生などの情報の共有化、及び技術習得に向けた支援を行うことにより、就農定着に向けた一体的な連携体制の強化を図る。

4 民間等との連携の強化

(1) 普及指導協力委員の活用

新規就農者等、地域の農業を担うべき者の定着化に向けた技術習得や、農業経営又は農村生活の活性化等、地域において先導的な役割を担う農業経営士や農村生活アドバイザーを普及指導協力委員として位置付け、その知識・技術を活用しながら効果的かつ効率的な普及指導活動を実施する。

その際、普及指導協力委員の活動が計画的かつ円滑に行われるよう連絡調整を密接にするとともに、農業・農政等に関する情報の提供等を行う。

(2) 民間の専門家との連携

農業経営の高度化や法人化に伴って支援要請が高まることが想定される税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング等の専門分野については、適正な経営管理等を推進する観点から、農業者が民間専門家の効果的な支援が受けられるよう、地域の農業情勢・課題、農業経営、農業施策の概要等の継続的な情報提供や、コーディネート役を担うものとする。

(3) 農業に関する技術指導に取り組む民間企業等との連携

農業に関する技術指導に取り組む民間企業等との連携に当たっては、企業の取り組み方向及び内容や、普及事業を推進する上での課題や地域の実情等を考慮し、役割分担を明確にした上で行うものとする。

5 行政施策の活用支援

各種補助奨励事業や制度融資、税制特例等、各種行政施策を普及指導課題解決の有用な手段として普及指導計画に明確に位置づけ、関係機関・団体と密接な連携を図りながら農業者の積極的な活用を支援する。

6 普及指導センターの運営

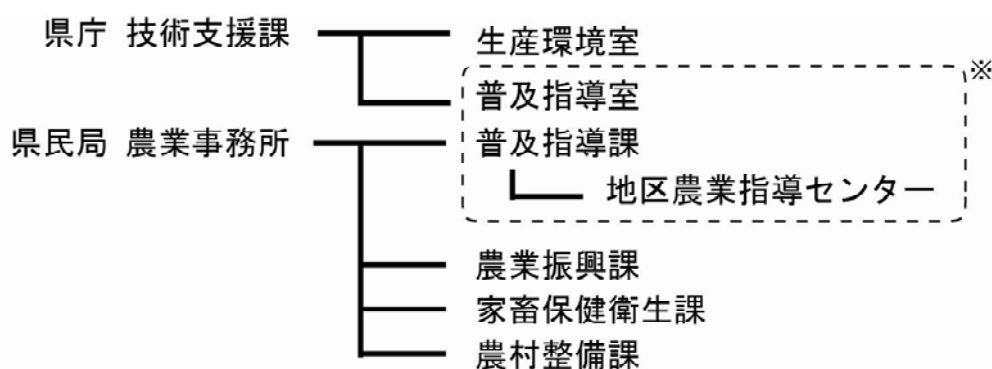
(1) 普及指導活動体制の整備

普及指導センターの整備に当たっては、効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、本県の地域農業の特性や実情等を配慮し設置を行うものとする。

そのため、地域に密着した活動を行う普及指導員の活動拠点として、また農業者に対するサービス提供の場として、これらが機能的かつ組織的な活動が行われるよう、県内5か所の農業事務所に普及指導課を設置するとともに、中部、西部、東部の各普及指導課にそれぞれ2か所ずつ、6か所の地区農業指導センターを置き事務を分掌する。

また、県庁技術支援課に県内全域を管轄とする普及指導室を設置し、普及事業の統括及び行政各課、試験研究機関との連携を強化する。

〔組織体制図〕



※点線枠内を「普及指導センター」とする

(2) 普及指導センターの事務

普及指導センターは、農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うほか、各種情報の提供や地域農業の振興を支援するための活動を行う。

(3) 普及指導センターの長

普及指導センターの長にあつては、普及事業に関する見識と経験を踏まえて円滑な事務所運営等、普及事業の推進に努める。また、自らも普及指導員としての職務も遂行する。

(4) 農業者等に対する情報提供

普及指導活動の成果を迅速に波及させるため、県広報誌やホームページによる積極的な情報発信を行うほか、市町村・農業協同組合の広報などを活用し、地域に即した技術・経営情報の普及伝達に努める。

7 研修教育の充実強化

(1) 農林大学校における研修教育

農林大学校は、普及指導センター等と密接に連携し、実践的な研修教育を通して農業者には農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識を習得させるとともに、地域をリー

ドする経営感覚に優れた農業者を養成するため、以下の事項に留意し、研修教育の充実強化を図る。

ア 新規就農を志向する他産業従事者及び離職者等の多様な就農形態に配慮した、研修体系の整備を推進する。

イ 大学や農業関係高等学校等との連携を強化し、農業技術及び経営方法、先端技術、情報処理技術などに関する専門的な研修教育の実施により、農業研修教育水準の向上に努める。

ウ 農林大学校の指導職員については、普及指導経験及び技術開発経験を考慮し配置するよう努めるとともに、職員に対し体系的な研修を実施し、資質の向上に努める。

(2) 青年農業者等への支援

普及指導員は、農林大学校と連携し、本県農業の次代を担う農業青年クラブ等の主体的な研究活動に対する支援を通じて、将来の優秀な農業・農村の担い手確保・育成を図る。

(3) 学校教育との連携

本県農業・農村の理解を促進し、農業の担い手の確保に資するため、教育機関との連携を図るとともに、将来就農が期待される農業関係高等学校生等に対する実践的な研修の場の提供等を支援する。

8 その他普及指導活動の方法に関する留意事項

(1) 普及指導活動で得た情報の取扱い

普及指導員が知り得た農業者個人や企業が有する知的財産等、保護が必要な情報については、情報の保護及び利用に関する組織内の関係例規等を基本に、適切な管理に努め、情報の流出防止措置を講ずるとともに、利用に当たっては適切な取扱いに努めるものとする。

(2) 知的財産権侵害への対応

知的財産権の侵害を未然に防ぐため、知的財産に関する不正な行為が行われないよう情報提供等により権利保護に対する意識の啓発に努めるとともに、関係各所と連携して侵害事例の早期発見と適切な対応を行う。

(3) 農業経営の指導に係る留意事項

農業経営の改善に向けた技術・経営指導において、多額の資金調達や、経営の継続が困難になるリスクを伴う指導を実施する際は、リスクについての注意喚起を行うとともに、指導対象者に対して理解の醸成を図るなど、説明責任を十分に果たすとともに、リスク軽減に向けた支援を行う。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 都道府県間の連携の強化

緊急的かつ広域的課題に対応するため、他都道府県と連携し、必要に応じて専門的な知識又は普及指導活動経験を有する普及指導員の相互の技術協力等により、迅速な課題解決を図ることとする。

2 他産業に関する指導機関との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携の確保に努める。

3 農業に関する教育への協力

県民の農業・農村への理解を醸成し、将来における農業の担い手確保と地域農業の活性化に資するため、行政・教育機関が実施する実践的な研修機会の提供や、農業体験学習等、食農教育への取り組みに対して積極的な支援を行う。

第7 協同農業普及事業に関連する事項

1 海外技術協力への対応

地球規模的な食料不足に対応することは、我が国における食料の安定供給に資するものであることも踏まえ、海外からの農業技術協力・交流の要請に対して適切に応えとともに、国際感覚の涵養等を図る観点から海外の普及事業関係者の受入れに努める。